

交付申請書類 チェック表

2023/4

	書類名	注意事項	改修	除却	チェック
1	補助金交付申請書 (様式第1号)	・日付空欄にしてください。 ・申請人は、居住者(居住予定含む)にしてください。除却工事の場合は、居住者又は所有者にしてください ・予定工事期間は、交付決定日以後から翌年2月までの間とってください。	○	○	
2	案内図		○	○	
3	耐震診断報告書	※長野県木造住宅耐震診断士名簿に登録された者に限る。	○	○	
4	補強計算書	・日本建築防災協会による計算の場合、「一般診断法」または「精密診断法」どちらでも可。	○	-	
5	工事内容のわかる図面 (平面図等)	・設計者の記名をしてください ・補強箇所及び既存耐力壁の位置、種別を明確にし、改修後評点計算書と整合させてください ・改修後評点計算書において、接合金物 I を採用している場合は、N値計算書及びN値計算による金物種別を図面に明示してください。N値については、改修後評点計算書の壁基準耐力を1.96で除した値を採用してください。 ・増築がある場合は、増築範囲及び増築年を明示してください。 ・除却工事の場合は既存建物平面図を添付	○	○	
6	現況写真 (外観及び補強箇所)	・A4サイズに2~3枚でまとめて提出してください。 ・図面に撮影箇所を明示してください。	○	○	
7	工事見積書の写し	・基本的に「一式」でないもの ・設計監理費及び調査費は補助対象外です ・補助対象外工事がある場合は、補助対象が明確にし、数量根拠が分かるようにしてください ・除却工事の場合は、付属建物解体費や家財処分費を除いた額にしてください	○	○	
8	建築年のわかる書類	昭和56年5月31日以前に着工された住宅であることを確認するため、以下のどれかひとつを提出してください。 ・確認済証の写し ・建物全部事項証明書(法務局) ・固定資産税課税台帳証明書(税務課)	○	○	
9	建築士身分証の写し		○	-	
10	完納証明書(債権管理課)	市税の滞納がないこと ※市内在住の方は添付不要です	○	○	
11	所得証明書(税務課)	所得1200万円以下であること	○	○	
13	確認済証の写し	建築確認申請が必要な場合	○	-	
	その他	・申請人が居住予定者である場合は、売買契約書等で現所有者との関連がわかる書類を提出してください ・申請人が所有者である場合は、所有がわかる書類を添付してください。 上記以外で市が必要と認める書類があれば依頼します	○	○	

添付書類は予告なく変更になる場合があります。
手続きには必ず事前にご確認ください。

塩尻市建設事業部建築住宅課
TEL 0263-52-0280(1293,1294)
FAX 0263-52-0310
Mail kenchiku@city.shiojiri.lg.jp